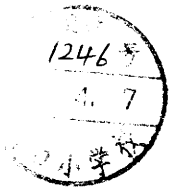
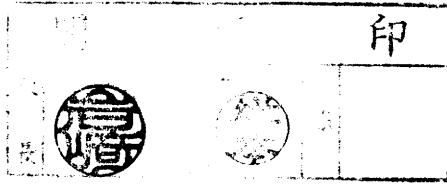


教育長	次 長	課 長	係



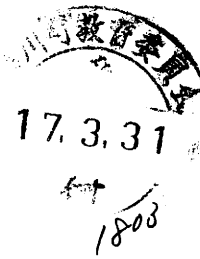
3-1-12



各市町村（学校組合）教育長

各県立学校長

様



16高教職第1422号
平成17年3月25日

高 知 県 教 育 長

男性職員の育児参加休暇等について（通知）

このことについて、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（以下「規則」という。）が別添のとおり改正されましたのでお知らせします。

なお、改正の要点は、下記のとおりですので、職員に通知するとともに、適正な運用をしてください。

記

- 1 改正の要点
 - (1) 規則第12条に定める特別休暇に「男性職員の育児参加休暇」が加えられたこと
 - (2) 介護を行う職員の深夜勤務の制限（規則第8条の5）及び介護を行う職員の時間外勤務の制限（規則第8条の9）について、それぞれ勤務の制限を請求した場合に、当該請求がなされなかったものとみなす場合の規定から、当該請求に係る要介護者と同居しないこととなった場合（規則第8条の4第1項第3号及び第8条の8第1項第3号）を除くこと
 - (3) 「社会に貢献する活動」のために付与される特別休暇（規則第12条第1項の表中第20の項）の算定から、週休日並びに休日及び代休日を除くこと

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 3 月 29 日

高知県人事委員会委員長 上谷 定生

高知県人事委員会規則第 9 号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正)

第 1 条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(平成 6 年高知県人事委員会規則第 47 号)の一部を次のように改正する。

第 9 条の 5 中「第 1 項第 4 号」を「第 1 項第 3 号及び第 4 号」に改め、「、同項第 3 号中「子」とあるのは「要介護者」と」を削る。

第 9 条の 9 中「第 1 項第 4 号」を「第 1 項第 3 号及び第 4 号」に改め、「、同項第 3 号中「子」とあるのは「要介護者」と」を削り、「から第 3 号まで」を「又は第 2 号」に改める。

第 13 条第 1 項の表中 21 の項を 22 の項とし、20 の項を 21 の項とし、19 の項を 20 の項とし、18 の項を 19 の項とし、17 の項を 18 の項とし、16 の項を 17 の項とし、15 の項を 16 の項とし、14 の項の次に次のように加える。

(15) 男性職員の育児参加 (職員の配偶者が出産する場合であって、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。)	職員の配偶者が、14 の項に規定する承認を与える期間に該当する場合において、期間中 5 日を超えない範囲内でそのつど必要と認める日又は時間(時間単位で与えた休暇を日に換算する場合は、8 時間をもって 1 日とする。)
--	--

第 13 条第 2 項中「17 の項及び 19 の項」を「16 の項、18 の項及び 20 の項」に改める。

第 14 条中「及び 17 の項」を「、16 の項、18 の項及び 20 の項」に改める。

第 16 条第 5 項中「21 の項」を「22 の項」に改める。

(公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正)

第 2 条 公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(平成 6 年高知県人事委員会規則第 48 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条の 5 中「第 1 項第 4 号」を「第 1 項第 3 号及び第 4 号」に改め、「、同項第 3 号中「子」とあるのは「要介護者」

学の始期に達するまでの
子を養育する職員が、こ
れらの子の養育のため勤
務しないことが相当であ
ると認められるとき。)

内でそのつど必要と認める
日又は時間（時間単位で与
えた休暇を日に換算する場
合は、8時間をもって1日
とする。）

第12条第2項中「17の項及び19の項」を「16の項、18の項及
び20の項」に改める。

第13条中「及び17の項」を「、16の項、18の項及び20の項」
に改める。

第15条第5項中「21の項」を「22の項」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

新旧対照表

○公立学校職員職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則

新	旧
(介護を行う職員の深夜勤務の制限) 第8条の5 第9条の3及び前条(第1項第3号及び第4号を除く。)の規定は、条例第9条の2第3項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、前条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と読み替えるものとする。	(介護を行う職員の深夜勤務の制限) 第8条の5 第8条の3及び前条(第1項第4号を除く。)の規定は、条例第9条の2第3項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、前条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者」と読み替えるものとする。
(介護を行う職員の時間外勤務の制限) 第8条の9 第8条の7及び前条(第1項第3号及び第4号並びに第2項第1号及び第2号を除く。)の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同条第2項中「次の各号」とあるのは「前項第1号又は第2号」と、「同項」とあるのは「前条第1項」と読み替えるものとする。	(介護を行う職員の時間外勤務の制限) 第8条の9 第8条の7及び前条(第1項第4号並びに第2項第1号及び第2号を除く。)の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者」と、同条第2項中「次の各号」とあるのは「前項第1号から第3号まで」と、「同項」とあるのは「前条第1項」と読み替えるものとする。

新

(特別休暇)

第12条 条例第15条の特別休暇は、次の表に掲げるとおりとする。

原因	承認を与える期間
(1)～(14) 略	略
(15) 男性職員の育児参加(職員の配偶者が、14の出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。)	項に規定する承認を与える期間に該当する場合において、期間中5日を超えない範囲内でのつど必要と認める日又は時間(時間単位で与えた休暇を日に換算する場合は、8時間をもって1日とする。)
(16) 配偶者の出産	出産するため病院に入院する等の日から出産の日以後2週間の期間において3日を超えない範囲内でのつど必要と認める日又は時間(時間単位で与えた休暇を日に換算する場合は、8時間をもって1日とする。)

旧

(特別休暇)

第12条 条例第15条の特別休暇は、次の表に掲げるとおりとする。

原因	承認を与える期間
(1)～(14) 略	略
(15) 配偶者の出産	出産するため病院に入院する等の日から出産の日以後2週間の期間において3日を超えない範囲内でのつど必要と認める日又は時間(時間単位で与えた休暇を日に換算する場合は、8時間をもって1日とする。)

新		旧	
(17) 育児（職員が生後1年6月に達しない生児を育てる場合。ただし、男性職員にあっては、配偶者が当該生児を育てることができない場合に限る。）	1日2回（男性職員にあっては、配偶者が取得する当該休暇（労働基準法第67条の規定に基づく休暇等を含む。）を含む。）1回45分	(16) 育児（職員が生後1年6月に達しない生児を育てる場合。ただし、男性職員にあっては、配偶者が当該生児を育てることができない場合に限る。）	1日2回（男性職員にあっては、配偶者が取得する当該休暇（労働基準法第67条の規定に基づく休暇等を含む。）を含む。）1回45分
(18) 看護（職員の配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族が負傷又は疾病等の事由により看護を必要とする場合において、職員以外に看護者がいないと認められる場合）	一の年につき5日を超えない範囲内でそのつど必要と認める日又は時間（時間単位で与えた休暇を日に換算する場合は、8時間をもって1日とする。）	(17) 看護（職員の配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族が負傷又は疾病等の事由により看護を必要とする場合において、職員以外に看護者がいないと認められる場合）	一の年につき5日を超えない範囲内でそのつど必要と認める日又は時間（時間単位で与えた休暇を日に換算する場合は、8時間をもって1日とする。）
(19) 骨髄提供（職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合）	そのつど必要と認める日又は時間	(18) 骨髄提供（職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合）	そのつど必要と認める日又は時間

新		旧	
(20) 社会に貢献する活動（職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで、次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。）	一の年につき5日を超えない範囲内でそのつど必要と認める日又は時間（時間単位で与えた休暇を日に換算する場合は、8時間をもって1日とする。）	(19) 社会に貢献する活動（職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで、次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。）	一の年につき5日を超えない範囲内でそのつど必要と認める日又は時間（時間単位で与えた休暇を日に換算する場合は、8時間をもって1日とする。）
1 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動		1 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動	
2 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設で人事委員会が定めるものにおける活動		2 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設で人事委員会が定めるものにおける活動	
3 1及び2に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者		3 1及び2に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者	

新			旧		
	の介護その他の日常生活を支援する活動 4 国際交流団体又は公的団体が行う行事等において、通訳その他外国人を支援する活動			の介護その他の日常生活を支援する活動 4 国際交流団体又は公的団体が行う行事等において、通訳その他外国人を支援する活動	
(21)	父母、配偶者及び子の祭日	慣習上最小限度必要と認める期間	(20)	父母、配偶者及び子の祭日	慣習上最小限度必要と認める期間
(22)	忌引	別表第2に定める期間内において必要と認める期間	(21)	忌引	別表第2に定める期間内において必要と認める期間
2 前項の規定にかかわらず、再任用短時間勤務職員の特別休暇のうち同項の表の10の項、11の項、15の項、16の項、18の項及び20の項の休暇の承認を与える期間については、これらの項に掲げる日数に8時間乗じて得た時間数に1週間当たりの勤務時間を40時間で除して得た数乗じて得た時間数（1時間未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た時間数）を超えない範囲内とする。			2 前項の規定にかかわらず、再任用短時間勤務職員の特別休暇のうち同項の表の10の項、11の項、15の項、17の項及び19の項の休暇の承認を与える期間については、これらの項に掲げる日数に8時間乗じて得た時間数に1週間当たりの勤務時間を40時間で除して得た数乗じて得た時間数（1時間未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た時間数）を超えない範囲内とする。		
（病気休暇及び特別休暇の期間の算定） 第14条 病気休暇又は特別休暇（前条第1項の表の10の項、11の項、15の項、16の項、18の項及び20の項の休暇を除く。）を一定の期間を定めて与える場合の期間の算定については、当該期間に、条例第4条第1項、第5条及び第6条の規定に基づく週休日並びに休日及び代休日を含むものとする。			（病気休暇及び特別休暇の期間の算定） 第13条 病気休暇又は特別休暇（前条第1項の表の10の項、11の項、15の項及び17の項の休暇を除く。）を一定の期間を定めて与える場合の期間の算定については、当該期間に、条例第4条第1項、第5条及び第6条の規定に基づく週休日並びに休日及び代休日を含むものとする。		
（病気休暇及び特別休暇の承認等）			（病気休暇及び特別休暇の承認等）		

新	旧
第15条 1～4 略 5 病気休暇又は特別休暇（第1項に規定するもの並びに第12条第1項の表の10の項及び<u>22の項</u>の休暇を除く。）の承認を受けようとする場合において、その休暇の期間が引き続き6日を超えるものであるときは、医師の証明書その他勤務しない事由を証明する書類を提出しなければならない。	第15条 1～4 略 5 病気休暇又は特別休暇（第1項に規定するもの並びに第12条第1項の表の10の項及び<u>21の項</u>の休暇を除く。）の承認を受けようとする場合において、その休暇の期間が引き続き6日を超えるものであるときは、医師の証明書その他勤務しない事由を証明する書類を提出しなければならない。